



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目 次 (*については県例規集掲載事項)

(取扱課室名) ページ

○ 選挙管理委員会告示

*67 平成7年和歌山県選挙管理委員会告示第13号(選挙運動に従事する者及び労務者に対する
実費弁償及び報酬の最高額)の一部改正 1

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第67号

平成7年和歌山県選挙管理委員会告示第13号(選挙運動に従事する者及び労務者に対する実費弁償及び報酬の最高額)の一部を次のように改正する。

令和7年7月3日

和歌山県選挙管理委員会委員長 和 歌 哲 也

第1項第6号中「500円」を「1,000円」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「1,000円」を「1,500円」に、「3,000円」を「4,500円」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「12,000円」を「23,000円」に改め、同項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 航空賃 航空旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額

第3項第1号中「船賃」の次に「、航空賃」を加え、「第3号」を「第4号」に改め、同項第2号中「10,000円」を「20,000円」に改め、第4項各号列記以外の部分中「及び専ら」を「、専ら」に改め、「使用する者」の次に「、専ら手話通訳のために使用する者及び専ら要約筆記(法第197条の2第2項に規定する要約筆記をいう。第2号において同じ。))のために使用する者」を加え、同項第1号中「10,000円」を「15,000円」に改め、同項第2号中「(法第197条の2第2項に規定する要約筆記をいう。))」を削り、「15,000円」を「20,000円」に改める。